

# 令和7年度仙台市における 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

## 第1 目的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」の本旨を達成するため、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることを目的とする。

## 第2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）」で使用する用語の例による。

## 第3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市長部局・議会事務局・行政委員会・消防局・公営企業（以下「本市の全ての組織」という。）が発注する物品又は役務とする。

## 第4 調達の基本方針

- 1 本市の全ての組織は、第6に示す物品等のうち、仙台市契約規則第1条の2の各課所掌事項契約（公営企業にあつては各公営企業の契約規程に基づく契約事務の取扱いに関する要綱に定める各課契約）に基づく物品等で1件10万円未満のものについては、障害者就労施設等からの調達を検討しなければならない。
- 2 本市の全ての組織は、特定随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める契約及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に定める契約をいう。以下同じ。）に基づき障害者就労施設等から調達した物品等について、再度、前回の契約と同一の目的・仕様で調達する場合には、障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。ただし、特定随意契約の適否については発注の都度判断しなければならない。
- 3 本市の全ての組織は、1又は2の物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行、契約における経済性・公正性・競争性に留意しなければならない。

## 第5 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。ただし、原則、仙台市内に所在地を有する施設等に限るものとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく次の障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等
  - ア 就労移行支援事業所
  - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者を多数雇用している次の企業等

ア 特例子会社（「障害者の雇用の促進等に関する法律」第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所）

イ 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令第1条第2項に規定する次の①から③を全て満たす事業所）

- ① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が5人以上
- ② 当該事業所の労働者の数に占める障害者である労働者の割合が20%以上
- ③ 当該事業所の障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者

ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

第6 調達の対象品目

	品目	具体例
(1)物品	ア 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、便覧、六法全書 等
	イ 食料品・飲料	会議等の弁当、イベント配布用の菓子類 等
	ウ 小物雑貨	イベント時の景品、軍手、タオル 等
	エ その他の物品	記念品、式典用の飾り花 等

	品目	具体例
(2)役務	ア 印刷	各種申請書・リーフレット・チラシ等の印刷
	イ クリーニング	白布・毛布・共用の作業着・防寒着等のクリーニング
	ウ 清掃・施設管理	施設内外の清掃、除草作業 等
	エ 情報処理・テープ起こし	議事録の作成・データ入力 等
	オ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 等
	カ その他の役務	郵送物の封入 等

第7 調達目標

本市における令和7年度の障害者就労施設等からの調達は、件数及び金額のそれぞれについて、750件、107,000,000円を目標とする。

## 第8 調達推進方法

本方針を推進するために、健康福祉局障害企画課は以下の取組を行う。

- (1) 本市の全ての組織に対して、障害者優先調達推進法及び本方針の周知・啓発を図ること。
- (2) 本市の全ての組織に対して、障害者就労施設等が提供可能な物品及び役務の情報を提供すること。
- (3) 障害者就労施設等から調達した実績のある物品及び役務については、引き続き調達を行うよう働きかけること。
- (4) 障害者就労施設等に対して、本市の全ての組織がこれまで障害者就労施設等から調達した物品及び役務の情報を提供する等、障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けた取組みに努めること。

## 第9 公表

本方針及び調達の実績は本市ホームページにより公表する。